

角田市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年7月4日

角田市監査委員 佐藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦



角 監 第 2 5 号
令和7年7月4日

角 田 市 長 黒 須 貫 殿

角 田 市 監 査 委 員 佐 藤 良 浩
角 田 市 監 査 委 員 星 隆 悦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

自治センター（9か所）（担当課 まちづくり推進課）

3. 監査の期間

令和7年5月19日から同年6月10日まで

4. 監査の範囲

令和6年度の予算の経理業務、契約・検収業務及び物品・施設の管理業務等

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた関係書類及び証拠書類を財務事務執行の適正性及び効率性並びに財務事務処理、証拠書類の整備及び物品・施設の管理に主眼を置いて調査し、適正性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する方法、又は、書面送付により確認する方法により実施した。

6. 監査の結果

調査事項については、概ね適正に確保されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が認められたので、必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。

○不適切な郵便切手の管理について

郵便切手受払簿の残枚数と実際の残枚数が一致していない。使途不明分が発生しているので、このようなことがないよう管理体制を改められたい。